

(第141回定時株主総会招集ご通知添付書類)

マツダ株式会社

第141期報告書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本



事業報告 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、戦後最長といわれた「いざなぎ景気」を超える長期安定成長の緩やかな軌道を維持してはいますが、依然として個人消費に力強さが見られず、とりわけ自動車市場では新車(登録車)販売の減少など懸念要因が残りました。また、海外においても、米国住宅ローン関連問題など景気の先行きに対する不安感が強まるとともに、世界的連鎖とも言われる国際金融市場の過敏な反応が現実化するなど、世界経済はめまぐるしく変化した一年でした。加えて、原油をはじめとする資源価格上昇も依然として高止まりの傾向が続いており、今後も予断を許さない状況です。

自動車業界におきましては、国内総需要は軽自動車の伸び(前期比4.2%増)に対して登録車の大幅な減少(前期比8.3%減)により562万台(前期比4.1%減)となりました。また、米国におきましては総需要は1,651万台(前期比3.0%減)、ロシアを含む欧州の総需要は1,877万台(前期比2.2%増)、中国の総需要は453万台(前期比29.0%増)となりました。

このような状況のもとで、当企業集団は前期に引き続き商品主導の成長戦略を継続してまいりました。平成18年5月に新型クロスオーバーSUV「CX-7」を北米市場へ導入し、続いてオーストラリア、日本国内へも導入いたしました。さらに、同年10月より北米市場専用の7人乗りクロスオーバーSUV「CX-9」の生産を開始し、平成19年1月より販売を開始いたしました。また、国内商用車市場へは、平成19年1月、荷室容量を大幅に拡大し、荷室や室内の使い勝手をさらに向上させた「ファミリアバン」及び最新の環境・燃費基準に適合しながら利便性も向上させた小型トラック「タイタン」をフルモデルチェンジいたしました。

また、当社は来るべき環境社会へ向けて様々な取り組みを行っております。平成18年5月には産学官共同開発を通じて、強度や耐熱性を持つ射出成形可能な植物原料のプラスチック(バイオプラスチック)の開発に業界で始めて成功いたしました。化石資源の使用を減らすことで地球温暖化の要因の一つとされるCO₂の排出削減につながるこの素材は、次期以降販売する一部の製品に採用する予定です。また、CO₂の排出がない水素を燃料としたロータリーエンジンによる水素自動車の開発も独自に行ってまいりました。水素でもガソリンでも走行

できる「マツダRX-8ハイドロジェンRE」は実用性が高く、また、製造コストも低く抑えることができるため、水素エネルギーの実用化に貢献する技術として期待されております。このモデルは平成18年3月より官公庁及び民間企業などへ既に7台を納入いたしました。平成19年2月には国土交通省北海道開発局主催の水素自動車の寒冷地における利用調査に協力するなど、さまざまなイベントや業務で活用されております。

当期の主要市場での小売台数は、国内では26万1千台（前期比8.6%減）となりました。一方、海外では、北米は新型車の導入により38万台（前期比8.0%増）、欧州では新型ディーゼルエンジン搭載車の効果により30万1千台（前期比6.7%増）となりました。また、中国では12万9千台（前期比0.7%減）となり、その他の地域では23万1千台（前期比1.5%増）で、これらを合計したグローバル小売台数は130万2千台（前期比2.0%増）となりました。

当期の業績につきましては、連結売上高は、前期比3,277億円増の3兆2,475億円（前期比11.2%増）となりました。営業利益は「CX-7」や「CX-9」導入による台数・構成の改善や為替の円安効果、原材料価格の値上げを上回るコスト削減効果もあり、前期比351億円増の1,585億円（前期比28.4%増）となりました。経常利益は前期比263億円増の1,278億円（前期比25.9%増）となり、当期純利益は、前期比70億円増の737億円（前期比10.5%増）となりました。ただし、前期の当期純利益には特別損益として厚生年金基金代行返上益ならびに減損損失による一時的な影響が含まれており、これらを除く実質的な当期純利益は前期比26.2%の増加となります。なお、当期は全ての利益レベルで過去最高益を更新いたしました。また、平成18年7月にアラスカ沖で船体傾斜が発生し航行不能となった自動車運搬船「クーガーエース」に積載していた車両の評価損失について、特別損失として20億円を計上いたしました。

営業活動によるキャッシュフローは1,164億円となり、投資活動によるキャッシュフローは、設備投資等により796億円を使用した結果954億円となりました。その結果、当期の連結フリーキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフローと投資活動によるキャッシュフローの合計）は、210億円の余剰となりました。また財務活動によるキャッシュフローは、有利子負債の返済や配当の支払いがあった一方で400億円の社債の発行及び551億円の長期借入金の調達を行ったこと等により、93億円の増加となりました。

有利子負債から現金及び現金同等物の期末残高2,425億円を除いた純有利子負債は、前期末より146億円改善し2,322億円となり、純有利子負債自己資本比率は、前期より13ポイント改善し49%となりました。

平成16年11月に発表いたしました平成18年度までの中期計画「マツダ モメンタム」の数値目標は、連結出荷台数125万台、営業利益1,000億円以上、純有利子負債自己資本比率100%以下でしたが、「マツダ モメンタム」の主要施策の着実な実行により、営業利益1,000億円以上、純有利子負債自己資本比率100%以下という2つの数値目標は前期に一年前倒しで達成することができました。一方で、連結出荷台数125万台は、国内の需要減や市場での競争の激化及びブランド強化に焦点をあてたため、当期においても117万7千台にとどまりました。

企業集団の売上高の内訳

区 分	国 内		海 外		合 計	
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	金 額
車 両	263,673 ^台	394,156 ^{百万円}	913,000 ^台	1,991,554 ^{百万円}	1,176,673 ^台	2,385,710 ^{百万円}
海外生産用部品	-	-	-	102,467	-	102,467
部 品	-	54,277	-	203,576	-	257,853
そ の 他	-	438,894	-	62,561	-	501,455
合 計	-	887,327	-	2,360,158	-	3,247,485

当社の売上高の内訳

区 分	国 内		輸 出		合 計	
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	金 額
車 両	284,707 ^台	392,648 ^{百万円}	861,052 ^台	1,390,230 ^{百万円}	1,145,759 ^台	1,782,878 ^{百万円}
海外生産用部品	-	-	-	131,186	-	131,186
部 品	-	61,410	-	95,440	-	156,850
そ の 他	-	219,762	-	36,396	-	256,158
合 計	-	673,821	-	1,653,252	-	2,327,073

(2) 設備投資の状況

重点的かつ効率的な投資に努めてまいりました結果、新商品及び合理化・省力化のための生産設備能力増強、新技術・新商品のための研究開発設備などの投資総額は連結ベースで796億円（前期比75億円増）となりました。

(3) 資金調達の状況

当期中に551億円の長期借入を実行し、平成18年11月に200億円、平成19年3月に200億円の総額400億円の社債を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

国内におきましては景況感の下ぶれ懸念が見られるものの、設備投資や雇用は増勢を続けており、景気はなお持続力を保つと思われまます。一方、海外においては米国の景気減速懸念をはじめとしたさまざまな不安定要素があり、特に急激な為替の変動と原油価格の高騰は、輸出依存度の高い国や企業の業績に影響を与えるものと予想されます。このような状況のもとで、当社は平成19年3月に10年先を見据えた長期戦略に基づいた新中期計画「マツダ アドバンスメント プラン(Mazda Advancement Plan)」を発表いたしました。この新中期計画の対象期間(平成19年度から平成22年度まで)の4年間を、これまで築いて来た基盤をベースに「モノ造り革新」を中心とする構造改革を加速させ、将来に向けて前進(アドバンス)する期間と位置付け、将来の飛躍に向けて、フォードとのシナジーを深化させ、成長軌道を持続させつつブランド価値とビジネス効率の向上に注力してまいります。「マツダ アドバンスメント プラン」で掲げる平成22年度の目標は、グローバル小売台数160万台以上、連結営業利益2,000億円以上、連結営業利益率6%、配当性向の着実な向上といたしております。

フォードとのシナジーについては、既にあらゆる分野で協業を進めておりますが、引き続き最優先で取り組み、真の「Win - Win」の関係を築いてまいります。ブランド価値については、「商品」、「品質」、「顧客ロイヤリティの向上」に重点をおき、これまで進めてきた“Zoom - Zoom”に体现されるマツダのブランドをさらに進化させてまいります。またビジネス効率については、「基軸モデルへの注力」、開発・製造・購買領域一体となって商品の競合力と製造の効率性を飛躍的に向上する「モノ造り革新」、「コストの最適化」に重点をおき、マツダの将来の飛躍に向けた構造改革を加速させていく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第138期 (平成15年4月 ～平成16年3月)	第139期 (平成16年4月 ～平成17年3月)	第140期 (平成17年4月 ～平成18年3月)	第141期(当期) (平成18年4月 ～平成19年3月)
売上高(百万円)	2,916,130	2,695,564	2,919,823	3,247,485
経常利益(百万円)	58,029	73,056	101,470	127,753
当期純利益(百万円)	33,901	45,772	66,711	73,744
1株当たり当期純利益	27円84銭	37円63銭	51円53銭	52円59銭
総資産(百万円)	1,795,573	1,767,846	1,788,659	1,907,752
純資産(百万円)	222,605	267,815	398,024	479,882
1株当たり純資産	182円91銭	220円22銭	284円28銭	336円45銭

- (注) 1. 第141期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。
2. 第138期より連結業績をより適切に開示、管理するため、主要な海外連結子会社の会計年度の終了日を12月31日から連結会計年度と同じ3月31日に変更しました。その結果、第138期の連結決算には、当該海外連結子会社に関しては15ヶ月の財務結果が反映されています。
3. 第141期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

当社の財産及び損益の状況

項 目	第138期 (平成15年4月 ～平成16年3月)	第139期 (平成16年4月 ～平成17年3月)	第140期 (平成17年4月 ～平成18年3月)	第141期(当期) (平成18年4月 ～平成19年3月)
売上高(百万円)	1,661,715	1,851,170	2,032,115	2,327,073
経常利益(百万円)	11,955	17,010	60,177	84,464
当期純利益(百万円)	3,051	6,146	10,984	51,062
1株当たり当期純利益	2円51銭	5円5銭	8円48銭	36円41銭
総資産(百万円)	1,412,668	1,408,598	1,395,553	1,496,657
純資産(百万円)	398,390	401,516	465,460	509,663
1株当たり純資産	327円34銭	330円15銭	332円44銭	362円17銭

- (注) 1. 第141期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。
2. 第141期の業績が前期に比べ大きく改善したのは、C X - 7 や C X - 9 導入による台数・構成の改善や為替の円安効果、原材料価格の値上げを上回るコスト削減効果等によるものであります。

(6) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

当企業集団は、下記商品の製造、販売を主たる事業内容としています。

区 分	主 要 な 商 品 名
車 両	〔乗 用 車〕 RX - 8、アテンザ、ロードスター、アクセラ、MPV、 CX - 9、CX - 7、トリビュート、プレマシー、ペリーサ、 デミオ、スピアーノ、キャロル、AZ - ワゴン、 スクラムワゴン、AZ - オフロード 〔ト ラ ッ ク〕 タイタン、タイタンダッシュ、Bシリーズ(ピックアップトラック)、 BT - 50、ボンゴブローニイ、ボンゴ、ファミリアバン、スクラム
海外生産用部品	海外生産向け組立用部品
部 品	国内及び海外向け各種部品
そ の 他	工作機械、鋳造用・その他の材料等

(7) 主要な営業所及び工場 (平成19年3月31日現在)

区 分	名 称	所 在 地
当 社	本社及び本社工場	広島県安芸郡府中町
	東京本社	東京都千代田区
	大阪支社	大阪市北区
	防府工場	山口県防府市
	三次事業所	広島県三次市
	マツダR&Dセンター横浜	横浜市神奈川区
子会社	マツダモーターオブアメリカ, Inc.	米国
	マツダカナダ, Inc.	カナダ
	マツダモーターヨーロッパGmbH	ドイツ
	マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.	ベルギー
	マツダモーターズ(ドイツランド)GmbH	ドイツ
	マツダモーターズ UK Ltd.	英国
	マツダオーストラリアPty.Ltd.	オーストラリア
	マツダ(中国)企業管理有限公司	中国
	株式会社関東マツダ	東京都板橋区
	東海マツダ販売株式会社	名古屋市瑞穂区
	株式会社関西マツダ	大阪市浪速区
	株式会社九州マツダ	福岡市博多区

区 分	名 称	所 在 地
子会社	株式会社マツダオートザム	広島県安芸郡府中町
	マツダパーツ関東株式会社	千葉市美浜区
	倉敷化工株式会社	岡山県倉敷市
	マロックス株式会社	広島市南区
	マツダ中販株式会社	広島市南区
	トーヨーエイテック株式会社	広島市南区
	マツダモーターインターナショナル株式会社	広島県安芸郡府中町
関連会社	オートアライアンスインターナショナル, Inc.	米国
	オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.	タイ
	長安フォードマツダ汽車有限公司	中国
	長安フォードマツダエンジン有限公司	中国
	一汽マツダ汽車販売有限公司	中国

(8) 従業員の状況 (平成19年3月31日現在)
企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
38,004 名	1,378 名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しています。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
19,772 名	777 名増	40.5 才	18.2 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しています。
2. 上記はパートタイマー等 563名を含んでいません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成19年3月31日現在)

重要な親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
マツダモーターオブアメリカ Inc.	240,000 ^{千米ドル}	92.6%	自動車及び部品の販売
マツダカナダ, Inc.	66,200 ^{千加ドル}	60.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターヨーロッパ GmbH	26 ^{千ユーロ}	100.0	欧州市場の事業統括
マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N.V.	71,950 ^{千ユーロ}	100.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH	17,895 ^{千ユーロ}	100.0	自動車及び部品の販売
マツダモーターズ UK Ltd.	4,000 ^{千ポンド}	100.0	自動車及び部品の販売
マツダオーストラリア Pty.Ltd.	31,000 ^{千豪ドル}	100.0	自動車及び部品の販売
マツダ(中国)企業管理有限公司	78,290 ^{千中国元}	100.0	中国市場の事業統括
株式会社関東マツダ	3,022 ^{百万円}	100.0	自動車及び部品の販売
東海マツダ販売株式会社	2,110 ^{百万円}	100.0	自動車及び部品の販売
株式会社関西マツダ	950 ^{百万円}	100.0	自動車及び部品の販売
株式会社九州マツダ	826 ^{百万円}	100.0	自動車及び部品の販売
株式会社マツダオートザム	1,725 ^{百万円}	100.0	自動車及び部品の販売
マツダパーツ関東株式会社	501 ^{百万円}	97.0	自動車部品の販売
倉敷化工株式会社	310 ^{百万円}	75.0	自動車部品の製造販売
マロックス株式会社	490 ^{百万円}	99.0	自動車及び部品の運送
マツダ中販株式会社	1,500 ^{百万円}	100.0	中古自動車の販売
トーヨーエITekク株式会社	3,000 ^{百万円}	100.0	工作機械の製造販売
マツダモーターインターナショナル株式会社	115 ^{百万円}	100.0	自動車の販売

(注) 1. は、間接所有を含む比率を表示しています。

2. マツダ(中国)企業管理有限公司(旧社名マツダ(上海)企業管理諮詢有限公司)は社名変更しています。

3. 当社の連結子会社は58社です。

重要な関連会社

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
オートアライアンスインターナショナル, Inc.	760,000 ^{千米ドル}	50.0%	自動車の製造販売
オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.	5,000,000 ^{千タイ・パーツ}	50.0	自動車の製造販売
長安フォードマツダ汽車有限公司	2,290,903 ^{千中国元}	15.0	自動車の製造販売
長安フォードマツダエンジン有限公司	1,114,586 ^{千中国元}	25.0	自動車エンジンの製造販売
一汽マツダ汽車販売有限公司	100,000 ^{千中国元}	25.0	自動車及び部品の販売

(注) 1. は、間接所有を含む比率を表示しています。

2. 当社の持分法適用会社は13社です。

その他

当社は昭和54年、フォード モーター カンパニー（フォード社）との間にグローバルなパートナーシップを構築し、平成5年には両社の提携関係を一層発展させ、研究開発、購買、物流活動等グローバルなスケールの戦略的協力関係を維持しています。平成8年には、それまでの戦略的協力関係を一段と強化する旨合意し、フォード社に対する第三者割当による新株式の発行を行い、同社は当社の発行済株式総数の33.4%の株式を所有することとなりました。なお、平成19年3月31日現在の同社の当社への出資比率（自己株式を除く）は33.7%です。

また、オートアライアンスインターナショナル, Inc.及びオートアライアンス（タイランド）Co., Ltd.は、当社とフォード社が共同して経営を行っています。

(10) 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	50,272 <small>百万円</small>
日本政策投資銀行	41,307
株式会社広島銀行	31,618
住友信託銀行株式会社	25,161
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,911
株式会社山口銀行	16,410
株式会社中国銀行	10,258
中央三井信託銀行株式会社	9,172
株式会社みずほコーポレート銀行	7,089
株式会社埼玉りそな銀行	6,460

(注) 当期より企業集団の状況を記載しています。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

発行可能株式総数	3,000,000,000株
発行済株式総数	1,414,878,813株
株主数	62,205名（前期末比6,743名増加）
大株主	

株主名	持株数	出資比率
フォードモーターカンパニー	473,535 ^{千株}	33.7 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	75,001	5.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	64,258	4.6
東京海上日動火災保険株式会社	40,410	2.9
株式会社三井住友銀行	37,624	2.7
三井住友海上火災保険株式会社	32,483	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	25,717	1.8
株式会社損害保険ジャパン	20,210	1.4
住友信託銀行株式会社(信託B口)	16,435	1.2
日本生命保険相互会社	15,553	1.1

- (注) 1. 出資比率は自己株式 7,812,016 株を控除して計算しています。
 2. フォードモーターカンパニーは、同社の100%子会社であるフォードオートモーティブインターナショナルホールディングスエスエル及びエフエルピーカナダから、それぞれが所有していた当社株式をすべて譲り受けています。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日における新株予約権等の状況

ア. 平成14年6月25日定時株主総会決議

・新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	552 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 552,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 263円
新株予約権の権利行使期間	平成16年7月1日～平成19年6月30日

・当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
監査役	5 個	普通株式 5,000 株	1 名

イ．平成15年6月24日定時株主総会決議

・第2回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	763 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 763,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 317円
新株予約権の権利行使期間	平成17年7月1日～平成20年6月30日

・当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取締役	37 個	普通株式 37,000 株	3 名
監査役	8	普通株式 8,000	1

ウ．平成16年6月22日定時株主総会決議

・第3回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	1,207 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,207,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 338円
新株予約権の権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日

・当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取締役	66 個	普通株式 66,000 株	5 名
監査役	8	普通株式 8,000	1

エ．平成17年6月24日定時株主総会決議

・第4回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,138 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,138,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 463円
新株予約権の権利行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日

・当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取締役	79 個	普通株式 79,000 株	6 名

オ．平成18年6月27日定時株主総会決議

・第5回新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,092 個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,092,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 776円
新株予約権の権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日

・当社役員が保有している新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有する者の人数
取締役	82 個	普通株式 82,000 株	6 名

当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

ア．新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	2,092個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,092,000 株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	金 776円
新株予約権の権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日

イ．使用人等に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付した者の人数
当社執行役員	185 個	普通株式 185,000 株	17 名
当社従業員	1,469	普通株式 1,469,000	595
当社関係会社取締役	356	普通株式 356,000	111

(3) 会社役員の状況

取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	井 巻 久 一	社長兼CEO(最高経営責任者)
代表取締役副会長	ジョン・ジー・ パーカー	
代表取締役	藤 原 睦 躬	副社長執行役員 社長補佐、渉外・購買統括 [他の法人等の代表状況] 財団法人マツダ財団 理事長
*代表取締役	デービッド・イー・ フリードマン	専務執行役員兼CFO(最高財務責任者) 企画統括、コーポレート戦略本部長
取 締 役	ダニエル・ ティー・モリス	専務執行役員 マーケティング・販売・カスタマー サービス担当
取 締 役	山 内 孝	専務執行役員 管理統括、秘書・人事・監査 担当
取 締 役	長谷川 隼 一	専務執行役員 広報渉外、ITソリューション担当、 CFO(最高財務責任者)補佐
取 締 役	尾 崎 清	専務執行役員 中国事業担当 [他の法人等の代表状況] マツダ(中国)企業管理有限公司 董事長
*取 締 役	金 井 誠 太	専務執行役員 研究開発担当
監査役(常勤)	黒 沢 幸 治	
監査役(常勤)	山 本 順 一	
監 査 役	土 肥 孝 治	弁護士
監 査 役	小 松 健 一	
監 査 役	白 倉 茂 生	

(地位及び担当等は、平成19年3月31日現在)

- (注) 1. 監査役 土肥孝治、小松健一及び白倉茂生は社外監査役です。
2. 監査役 小松健一は、株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）において、予算・決算を統括する主計部門等の経験を経て、同行代表取締役専務取締役及び株式会社関西銀行（現 株式会社関西アーバン銀行）代表取締役社長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. *印は平成18年6月27日開催の第140回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役です。
4. 平成18年6月27日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長 渡辺一秀及び代表取締役 ギデオン・ウォルサーズの2氏はそれぞれ退任しました。
5. 平成19年4月1日付で取締役の地位及び担当等が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役	藤 原 睦 躬	[他の法人等の代表状況] 財団法人マツダ財団 理事長
代表取締役	デービッド・イー・フリードマン	専務執行役員兼CFO（最高財務責任者） 企画統括
取 締 役	山 内 孝	副社長執行役員 社長補佐、渉外・購買統括、 業務管理・リスクマネジメント・CSR・秘書・人事・監査・病院担当
取 締 役	金 井 誠 太	専務執行役員 研究開発担当 [他の法人等の代表状況] 株式会社マツダE&T代表取締役社長

6. 上記のほか、取締役及び監査役の重要な兼職の状況は次のとおりです。

区分	氏 名	兼務する他の法人等の名称	兼務の内容
取締役	ジョン・ジー・パーカー	オートアライアンスインターナショナル,Inc.	取 締 役
		オートアライアンス(タイランド)Co.,Ltd.	会 長
		フォードモーターカンパニー	バイスプレジデント
		フォードLio Hoモーターカンパニー	取 締 役
	藤 原 睦 躬	財 団 法 人 マ ツ ダ 財 団	理 事 長
尾 崎 清	マツダ(中国)企業管理有限公司	董 事 長	
監査役	土 肥 孝 治	株 式 会 社 小 松 製 作 所	監 査 役
		積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	監 査 役
		阪急阪神ホールディングス株式会社	監 査 役
		関 西 電 力 株 式 会 社	監 査 役
		阪 急 電 鉄 株 式 会 社	監 査 役
		株式会社アーバンコーポレイション	取 締 役
	カワセコンピュータサブライ株式会社	監 査 役	
白 倉 茂 生	広 島 ガ ス 株 式 会 社	取 締 役	

取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	支 給 額
取 締 役	9 名	1,140 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	128 (48)
計	14	1,269

- (注) 1. 上記支給額には、役員退職慰労金の期末要支給額を含んでいません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでいません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の第124回定時株主総会において月額60百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいています。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月22日開催の第133回定時株主総会において月額7百万円以内と決議いただいています。
5. 上記のほか、平成18年6月27日開催の第140回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しています。
- 退任取締役 1名 216 百万円

社外役員に関する事項

氏 名	他の会社の社外役員の兼任状況	主な活動状況
土肥孝治	(取締役) 株式会社アーバンコーポレイション (監査役) 株式会社小松製作所 積水ハウス株式会社 阪急阪神ホールディングス株式会社 関西電力株式会社 阪急電鉄株式会社 カフエコンピュータサプライ株式会社	当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会17回のうち12回に出席し、主として法的な見地から、議案及び報告事項に対し適宜質問し、意見又は監査上の所感を述べています。 監査役会の場において、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行状況の聴取などを行っています。
小松健一		当事業年度開催の取締役会16回及び当事業年度開催の監査役会17回の全回に出席し、主として経営的な見地から、議案及び報告事項に対し適宜質問し、意見又は監査上の所感を述べています。 監査役会の場において、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行状況の聴取などを行っています。
白倉茂生	(取締役) 広島ガス株式会社	当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会17回のうち14回に出席し、主として経営的な見地から、議案及び報告事項に対し適宜質問し、意見又は監査上の所感を述べています。 監査役会の場において、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行状況の聴取などを行っています。

- (注) 1. 上記のほか、代表取締役との会合、当社主催の行事への出席、事業所・子会社の視察などを行うとともに、マツダグループ監査役連絡会における講話、全社員向けのホームページへ掲載の所感の執筆など、コンプライアンスその他の内部統制の充実強化のための啓発活動も行っています。
2. 会社法施行規則第124条第3号に定める社外役員が当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等の三親等内の親族その他これに準ずる者である事実が該当する事項はありません。
3. 当社定款において、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めていますが、当事業年度末現在、社外監査役との間で責任限定契約を締結していません。

(4) 会計監査人の状況

名称 あずさ監査法人
 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	163 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	37
計	200

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

イ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 261 百万円

当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ,Inc.、マツダカナダ,Inc.、マツダモーターヨーロッパGmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.、マツダモーターズ（ドイツランド）GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダオーストラリアPty.Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザー業務」を委託しています。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分

を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会決議に基づき「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

3. 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する取締役会決議の概要

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、情報取扱規程、情報取扱要領、文書保管・保存規程その他関係する社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険については、リスクマネジメント基本ポリシー並びにリスクマネジメント規程、危機管理規程その他関係する社内規程に従い、適切に管理を行う。
リスクマネジメントの推進は、リスクマネジメント担当役員であるチーフ・リスク・オフィサー（CRO）が統括し、その推進業務は、リスクマネジメント委員会が承認する全社推進方針に基づき、業務管理本部総務部に置くリスクマネジメント委員会事務局が主管する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画のマネジメントについては、長期戦略及び長期戦略に基づき策定し平成19年3月22日付で公表した新中期計画「マツダ アドバンスメント プラン」に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程その他関係する社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。
- (4) 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
マツダ企業倫理行動規範の下、倫理委員会が統括するコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。
業務管理担当役員をコンプライアンス担当役員とする。
コンプライアンスの推進業務（倫理委員会の事務局業務、役員・従業員のコンプライアンス教育を含む）は業務管理本部法務部が主管する。
マツダ企業倫理行動規範の解釈・内容に関する迷いや疑問、マツダ企業倫理行動規範への抵触に関する疑問がある場合は、先ず上

司に相談し、それでも解決されない場合は監査本部内の倫理相談室に相談する。

役員・従業員は法令違反の事実を知ったときは速やかに倫理相談室に申告する。法令違反の事実を申告した人や調査に協力した人に対する報復や不利益取扱をしない。

- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当企業集団の業務の適正を確保するため、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に基づく連携と統制、リスク管理体制・コンプライアンス体制等のグループ会社への展開、グループ会社監査の実施、当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を通じた監査役間の連携等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助する組織は監査役室とし、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。
- (7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の所属従業員の人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
取締役及び執行役員は、重要な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告する。
役員・従業員は法令違反の事実を知ったときは速やかに倫理相談室に申告する。倫理相談室は、当該申告の状況等について定期的に監査役に報告する。
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行う。
常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。
監査役ないし監査役会、監査本部及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。
監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

4. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、内部統制の充実・強化に継続的に取り組んでおりますが、今般、社内調査により、当社の国内営業本部と販売会社の関係者間において、社内規定に違反した取引が行われていたことが判明いたしました。

当社は、このような取引は、内部統制上および税務上の問題を含むものであると認識し、社内調査に加え万全を期すために社外の第三者

機関に調査を委託いたしました。その結果として、それらは、販売促進費用としての支出ではありましたが、社内規定を逸脱したものであったとの報告がありました。また、当該調査において、経費の私的流用や裏金の捻出といった悪質な法令違反は認められないとの報告も受けております。

当社では、この度の取引は、当社国内営業本部及び販売会社の関係者の業務遂行過程における社内規定の理解と遵守の意識が不十分であったことが原因であり、内部統制のさらなる強化が必要であるとの認識に基づき、再発防止に向けた体制整備等を早急に進めてまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。また、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 3,247,485
売 上 原 価		2,322,644
売 上 総 利 益		924,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		766,309
営 業 利 益		158,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	2,877	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	6,151	
そ の 他	5,575	14,603
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,254	
為 替 差 損	19,914	
そ の 他	9,214	45,382
経 常 利 益		127,753
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,361	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	43	
そ の 他	44	1,448
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	4,741	
減 損 損 失	3,356	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	59	
海 難 事 故 に 伴 う 棚 卸 資 産 評 価 損 失	1,979	
そ の 他	616	10,751
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		118,450
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	36,776	
過 年 度 法 人 税 等	3,229	
法 人 税 等 調 整 額	2,973	42,978
少 数 株 主 利 益		1,728
当 期 純 利 益		73,744

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	百万円 148,360	百万円 132,385	百万円 24,005	百万円 2,311	百万円 302,439
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,153	1,153			2,306
剰余金の配当			7,001		7,001
当期純利益			73,744		73,744
自己株式の取得				1,672	1,672
自己株式の処分		145		645	500
土地再評価差額金の取崩			724		724
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,153	1,008	66,019	1,027	67,153
平成19年3月31日残高	149,513	133,393	90,024	3,338	369,592

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	海外子会社 年金調整額	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	百万円 1,285	百万円	百万円 135,372	百万円 41,072	百万円	百万円 95,585	百万円	百万円 9,184	百万円 407,208
連結会計年度中の変動額									
新株の発行									2,306
剰余金の配当									7,001
当期純利益									73,744
自己株式の取得									1,672
自己株式の処分									500
土地再評価差額金の取崩									724
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	251	865	725	9,544	927	8,226	67	2,772	5,521
連結会計年度中の変動額合計	251	865	725	9,544	927	8,226	67	2,772	72,674
平成19年3月31日残高	1,034	865	136,097	31,528	927	103,811	67	6,412	479,882

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 58社
- (2) 主要な連結子会社の名称 「1. 企業集団の現況に関する事項(9) 重要な親会社及び子会社の状況 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 連結の範囲の変更 マツダサウスイーストアジアLtd.は設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- また、(株)マツダアンフィニ岡山は解散により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
- (4) 主要な非連結子会社の名称 及び連結の範囲から除いた理由 (株)マツダレンタカー関東等の連結の範囲に含めていない非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益ならびに利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 13社
- (2) 主要な持分法適用会社の名称 オートアライアンスインターナショナル, Inc.、オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd. ほか
- (3) 持分法の適用範囲の変更 (株)長岡マツダは解散により、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 主要な非持分法適用会社の名称 及び持分法を適用していない理由 (株)広島東洋カーブ等の持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は、コンパニアコロンビアナアウトモトリス S.A.、マツダセールス(タイランド) Co., Ltd.、マツダ(中国)企業管理有限公司、PTマツダモーターインドネシア、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールデメヒコ S. de R.L. de C.V.、マツダセルヴィシオスデメヒコ S. de R.L. de C.V.及びマツダモーターロシアOOOの8社であり、決算日はいずれも12月31日であります。

コンパニアコロンビアナアウトモトリ

スS.A.、マツダセールス(タイランド) Co.,Ltd.、マツダ(中国)企業管理限公司、PTマツダモーターインドネシア及びマツダサウスイーストアジアLtd.の5社については、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

マツダモートルデメヒコ S. de R.L. de C.V.、マツダセルヴィシオスデメヒコ S. de R.L. de C.V.及びマツダモーターロシアOOOの3社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、マツダモーターズオブニュージーランドLtd.の従来の決算日は12月31日でありましたが、当連結会計年度より連結決算日である3月31日に決算期を変更しております。この結果、平成18年1月1日から平成19年3月31日までの15ヶ月決算となっておりますが、この決算期変更に伴う連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価基準によっております。

デリバティブ取引

主として時価法によっております。

たな卸資産

主として総平均法に基づく原価基準によっております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフト

ウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上の方法

製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。

退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものであります。

従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として13年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。

投資評価引当金

投資有価証券、出資金等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。

(4)在外連結子会社が採用している会計処理基準

連結子会社のうち、コンパニアコロンビアアウトモトリスS.A.の貸借対照表及び損益計算書は、同国の会計原則に準拠して貨幣価値修正会計に基づいて作成されております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算

- し、換算差額は少数株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7)重要なヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- (8)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、投資ごとの効果の発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。

(会計処理の変更)

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

2. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の一部改正

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は475,195百万円であります。

3. ストック・オプション等に関する会計基準等

当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が67百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,045,146百万円
2. 担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務
 - (1)担保に供している資産（期末帳簿価額）

建物及び構築物	67,354百万円
機械装置及び運搬具	125,450百万円
工具器具備品	8,707百万円
土地	261,571百万円
その他	60百万円
計	463,142百万円
 - (2)担保権によって担保されている債務

短期借入金	42,588百万円
長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む）	44,932百万円
計	87,520百万円
3. 保証債務
 - (1)金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等

ピークルマツダデベネズエラ	2,737百万円
オートアライアンスインターナショナル,Inc.	1,573百万円
(株)神戸マツダ	1,127百万円
倉敷化工（大連）有限公司	500百万円
その他	3,159百万円
計	9,096百万円
 - (2)工場設備等の支払リース料に対する保証予約

オートアライアンスインターナショナル,Inc.	21,215百万円
その他	124百万円
計	21,339百万円
4. 受取手形割引高 348百万円
5. 買戻条件付債権譲渡高 24,471百万円
6. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額	
	84,197百万円
7. 海外子会社年金調整額

当連結会計年度から、米国の連結子会社は、米国財務会計基準書（SFAS）第158号「確定給付型の年金及び他の退職後給付制度に関する事業主の会計」を適用しました。SFAS第158号の適用により、米国の連結子会社が、貸借対照表の資本の部の「その他の包括利益累計額」に計上した金額（税引後）を、連結貸借対照表の純資産の部の評価・換算差額等に、「海外子会社年金調整額」として計上しています。

連結損益計算書に関する注記

1. 過年度法人税等

当社と国内販売会社との取引に関する法人税等の納付見込額であります。

(追加情報)

当社は、販売会社が実施した販売促進活動について、その費用の一部を負担しております。今般、社内調査により、その請求、支払いの証憑に不備があり、ならびにその負担金額の決定根拠が明確でないなど、税務上損金算入できない取引が判明しました。結果、過去3事業年度の追加納税見込み額3,229百万円を計上しております。

なお、上記見込み額には、事業税の損金算入に係る繰延税金資産293百万円を含んでおります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,414,878,813 株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,001	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成19年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,442	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成14年6月25日定時株主総会決議

新株予約権の数 552個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 552,000株

平成15年6月24日定時株主総会決議

新株予約権の数 763個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 763,000株

平成16年6月22日定時株主総会決議

新株予約権の数 1,207個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,207,000株

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成14年10月7日発行)

新株予約権の数 1,131個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,696,078株

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

336円45銭

1 株当たり当期純利益

52円59銭

損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 2,327,073
売 上 原 価		1,925,901
売 上 総 利 益		401,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		312,370
営 業 利 益		88,803
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,012	
受 取 配 当 金	17,234	
賃 貸 の 他	4,409	
そ の 他	979	23,634
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,528	
社 債 利 息	1,049	
為 替 差 損	19,716	
そ の 他	2,679	27,972
経 常 利 益		84,464
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	133	133
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	190	
固 定 資 産 除 却 損	3,660	
減 損 損 失	695	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	59	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	29	
関 係 会 社 整 理 損	1,206	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	193	
投 資 評 価 引 当 金 繰 入 額	3,759	
そ の 他	14	9,804
税 引 前 当 期 純 利 益		74,794
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,510	
過 年 度 法 人 税 等	3,229	
法 人 税 等 調 整 額	7	23,732
当 期 純 利 益		51,062

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
平成18年3月31日残高	百万円 148,360	百万円 58,250	百万円 74,135	百万円 50,631	百万円 2,306	百万円 329,070
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,153	1,153				2,306
剰余金の配当				7,001		7,001
土地再評価差額金の積立				790		790
土地再評価差額金の取崩				65		65
当期純利益				51,062		51,062
自己株式の取得					1,672	1,672
自己株式の処分			145		646	501
事業年度中の変動額合計	1,153	1,153	145	43,337	1,026	44,471
平成19年3月31日残高	149,513	59,403	73,990	93,968	3,333	373,541

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	百万円 1,018	百万円	百万円 135,372	百万円 136,390	百万円	百万円 465,460
事業年度中の変動額						
新株の発行						2,306
剰余金の配当						7,001
土地再評価差額金の積立						790
土地再評価差額金の取崩						65
当期純利益						51,062
自己株式の取得						1,672
自己株式の処分						501
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	215	845	724	335	67	268
事業年度中の変動額合計	215	845	724	335	67	44,203
平成19年3月31日残高	803	845	136,097	136,055	67	509,663

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	日本国際博覧会 出展準備金	繰越利益 剰余金	合 計
平成18年3月31日残高	百万円 12,442	百万円 796	百万円 36	百万円 37,357	百万円 50,631
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				7,001	7,001
固定資産圧縮積立金の積立(注1)	276			276	
固定資産圧縮積立金の取崩(注1)	1,940			1,940	
特別償却積立金の積立(注2)		33		33	
特別償却積立金の取崩(注2)		409		409	
日本国際博覧会出展準備金の取崩(注3)			36	36	
土地再評価差額金の積立				790	790
土地再評価差額金の取崩				65	65
当期純利益				51,062	51,062
事業年度中の変動額合計	1,664	376	36	45,413	43,337
平成19年3月31日残高	10,778	421		82,770	93,968

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(注1) 固定資産圧縮積立金の積立、取崩の内訳

平成18年6月の定時株主総会における利益処分額

積立額 258百万円 取崩額 856百万円

平成19年3月期における積立、取崩額

積立額 17百万円 取崩額 1,083百万円

(注2) 特別償却積立金の積立、取崩の内訳

平成18年6月の定時株主総会における利益処分額

積立額 33百万円 取崩額 205百万円

平成19年3月期における積立、取崩額

積立額 百万円 取崩額 203百万円

(注3) 日本国際博覧会出展準備金の積立、取崩の内訳

平成18年6月の定時株主総会における利益処分額

積立額 百万円 取崩額 36百万円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

- 有 価 証 券** 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価基準によっております。
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法に基づく原価基準によっております。
- デリバティブ取引
たな卸資産** 主として時価法によっております。
総平均法に基づく原価基準によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- 有 形 固 定 資 産** 定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 無 形 固 定 資 産
(ソフトウェア)** 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 製品保証引当金** 製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。
- 退職給付引当金** 従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものであります。
従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金** 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 貸倒引当金** 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。
- 投資評価引当金** 投資有価証券、関係会社株式等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
ヘッジ会計の処理方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を、外貨建貸付金に係る為替予約については、振当処理を行うこととしております。
繰延資産の処理方法	社債発行費は支払時に全額費用としております。
消費税等の処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理の変更

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は510,440百万円であります。

2. ストック・オプション等に関する会計基準等

当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が67百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	881,081 ^{百万円}
2. 関係会社に対する短期金銭債権	194,899 ^{百万円}
3. 関係会社に対する長期金銭債権	3,225 ^{百万円}
4. 関係会社に対する短期金銭債務	59,922 ^{百万円}
5. 関係会社に対する長期金銭債務	1,755 ^{百万円}
6. 担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務	
担保に供している資産(期末帳簿価額)	
建物	40,796 ^{百万円}
構築物	5,577 ^{百万円}
機械及び装置	125,450 ^{百万円}
工具器具備品	8,707 ^{百万円}
土地	170,248 ^{百万円}
計	350,778 ^{百万円}

担保権によって担保されている債務

長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む）

41,307^{百万円}

7. 元利金の支払請求権の効力が他の債権よりも後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金が1,467^{百万円}あります。

8. 保証債務等

金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等

マツダカナダ, Inc. 9,677^{百万円}

東海マツダ販売㈱ 6,235^{百万円}

㈱九州マツダ 4,700^{百万円}

㈱関東マツダ 4,108^{百万円}

㈱東北マツダ 4,038^{百万円}

㈱北陸マツダ 2,220^{百万円}

㈱甲信マツダ 2,100^{百万円}

その他 15,438^{百万円}

計 48,516^{百万円}

工場設備等の支払リース料に対する保証債務及び保証予約等

オートアライアンスインターナショナル, Inc. 21,215^{百万円}

マツダモーターオブアメリカ, Inc. 2,102^{百万円}

計 23,317^{百万円}

9. 買戻条件付債権譲渡高

23,150^{百万円}

10. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額

84,197^{百万円}

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 1,317,216^{百万円}

仕入高 340,580^{百万円}

販売費及び一般管理費 91,062^{百万円}

営業取引以外の取引 21,277^{百万円}

2. 過年度法人税等

当社と国内販売会社との取引に関する法人税等の納付見込額であります。

（追加情報）

当社は、販売会社が実施した販売促進活動について、その費用の一部を負担しております。

今般、社内調査により、その請求、支払いの証憑に不備があり、ならびにその負担金額の決定根拠が明確でないなど、税務上損金算入でき

ない取引が判明しました。結果、過去3事業年度の追加納税見込み額3,229百万円を計上しております。

なお、上記見込み額には、事業税の損金算入に係る繰延税金資産293百万円を含んでおります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,812,016株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,483	百万円
未払賞与否認額	8,321	百万円
製品保証引当金損金算入限度超過額	16,461	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	36,126	百万円
減損損失	5,924	百万円
投資有価証券等評価損否認額	38,388	百万円
前払費用等	9,537	百万円
その他	11,311	百万円
繰延税金資産小計	127,551	百万円
評価性引当額	43,742	百万円
繰延税金資産合計	83,809	百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金等	8,148	百万円
繰延税金資産の純額	75,661	百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に係る繰延税金資産	814	百万円
評価性引当金	814	百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	93,773	百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	93,773	百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車製造設備・金型の一部及び電子計算機があります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注5)
子会社	マツダモーター イターナショナル㈱	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	459,701	売掛金	37,947
関連会社	オートアライアンス イターナショナル, Inc.	所有 直接50%	当社製品の製造 役員の派遣	債務保証 (注2) (注3)	22,789		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件の決定方針については、通常の取引と同様の方法により決定しております。

(注2) 銀行借入(1,573百万円、期限 平成20年10月1日まで)につき、債務保証を行ったものであります。

(注3) 支払リース料(21,215百万円、期限 平成23年7月1日まで)につき、債務保証を行ったものであります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注5) 期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
役員	渡辺一秀 (注2)	被所有 直接0.0%	当社代表取締役会長、 財団法人マツダ財団理事長 (注)	財団法人マツダ財団に 対する運用財産の寄付	20 (注1)		
役員	藤原睦躬	被所有 直接0.0%	当社代表取締役、 財団法人マツダ財団理事長 (注)	財団法人マツダ財団に 対する運用財産の寄付	30 (注1)		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 財団の活動状況を鑑み、毎期決定しております。

(注2) 渡辺一秀は平成18年6月27日の定時株主総会により、当社役員を退任しております。

(注3) 平成18年6月19日の「マツダ財団第82回理事会」により、渡辺一秀が理事長を退任し、藤原睦躬が理事長に就任しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

362円17銭

1株当たり当期純利益

36円41銭

重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

マツダ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 天羽 満 則 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 宏 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小松原 浩 平 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マツダ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マツダ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載の通り、会社は当連結会計年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針並びに改正後の自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準及び自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針を適用しているため、当該会計基準等により連結計算書類を作成している。
2. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度からストック・オプション等に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準の適用指針を適用しているため、当該会計基準等により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

マツダ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 天羽 満 則 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 宏 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小松原 浩 平 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マツダ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載の通り、会社は当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針並びに改正後の自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準及び自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針を適用しているため、当該会計基準等により計算書類等を作成している。
2. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は当事業年度からストック・オプション等に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準の適用指針を適用しているため、当該会計基準等により計算書類等を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、活動計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、活動計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、相当であると認めます。なお、取締役において既に認識済みのことではありますが、継続的な内部統制システムの整備・充実が重要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月10日

マツダ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 黒 沢 幸 治 (印)

監査役(常勤) 山 本 順 一 (印)

監 査 役 土 肥 孝 治 (印)

監 査 役 小 松 健 一 (印)

監 査 役 白 倉 茂 生 (印)

(注) 監査役 土肥 孝治、監査役 小松 健一及び監査役 白倉 茂生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上